(目的)

第1条 この要綱は、指定建造物等の建設に伴って生じる電波障害の防止 について必要な事項を定めることにより、建築主と住民との間に生じる 紛争等を未然に防止するとともに、市民の生活環境を保全することを目 的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
  - ・ 指定建造物等 高さ10メートルを超える建築物及び電波障害の原因となる鉄塔・看板・高架道路等の各種工作物をいう。
  - ・ 建築主 指定建造物等を所有する者又は当該建造物等の建築をしよ うとする者をいう。
  - ・ 電波障害 指定建造物等を建設することによってテレビ電波の受信 に障害が生じることをいう。
  - ・ 関係住民 指定建造物等の建設により電波障害を受けると予測される地域の住民等をいう。
  - 共同受信施設 電波障害を受ける地域の付近に高性能の受信アンテナを設置し、その受信電波を有線で複数の受信者に伝送する設備で10年以上の耐久年数のあるものという。
  - ・ 個別受信施設 各受信者の屋上等に設置し、受信アンテナの種類、 位置等の変更により電波障害を改善する施設をいう。
  - ・ 受信者 共同受信施設又は個別受信施設を利用する住民等をいう。 (防止対策の設置義務)
- 第3条 建築主は、指定建造物等の建設により電波障害が発生すると予測される場合又は発生した場合は、速やかに電波障害の防止対策を講じな

ければならない。

(防止対策の方法)

第4条 電波障害の防止対策の方法は、原則として共同受信施設の設置による方法とする。ただし、個別受信施設の設置により防止できるものは、この限りでない。

(事前協議)

第5条 建築主は、指定建造物等の建設により電波障害が発生すると予測される場合は、開発許可申請書・建築に係る確認申請書及び計画通知書を所轄官公庁に提出する前に電波障害発生の予測調査報告書を作成し、市長及び関係住民に対してその電波障害の防止対策について十分に説明を行い、協議しなければならない。

(関係書類の提出)

- 第6条 建築主は、前条に規定する説明を行った後に次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。
  - 電波障害予測調查報告書
  - 様式第1号の電波障害防止対策計画書
  - 様式第2号の誓約書

(完了報告)

第7条 建築主は、電波障害の防止対策を完了した場合は、速やかに様式 第3号の電波障害防止対策実施報告書を市長に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 指定建造物等に起因する電波障害の防止対策施設の設置について は、建築主の責任と負担で行うものとする。

(維持管理)

第9条 共同受信施設の維持管理は、受信者が行うものとする。ただし、 地域の状況等により建築主が維持管理することが望ましい場合は、この 限りではない。

- 2 共同受信施設の維持管理に要する費用は、建築主が負担するものとする。ただし、保安器の出力端子からテレビ受信機までの屋内施設の維持 管理に要する費用は、受信者が負担するものとする。
- 3 個別受信施設の維持管理は、受信者が行うものとする。

(複数建造物等による障害)

第10条 複数の指定建造物等の建設に伴い、電波障害が発生すると予測 される場合又は発生した場合は、各建築主が相互に連絡協議し、電波障 害の防止対策を講じなければならない。

(新設建造物)

第11条 電波障害の防止対策の実施した地域に新たな指定建造物等を建設する建築主は、新たな電波障害の防止対策に係る費用の全額を負担するものとする。この場合において、既設の共同受信施設を利用するときは、維持管理の方法について当該施設を維持管理している者と協議するものとする。

(新築家屋等)

第12条 共同受信施設が設置された後、新たに当該地域に家屋等を建築 した住民が共同受信施設の利用を希望する場合は、その施設を利用する ことができる。ただし、利用に要する費用は、当該住民が負担するもの とする。

(受信者の協力)

第13条 受信者は、電波障害の防止対策を円滑に推進するため、アンテナの設置、ケーブルの通線、私有地内の支持柱の設置等について積極的に協力するものとする。

附則

- この要綱は、昭和59年10月12日から施行する。
- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。